

◆ 農地バンクを活用するメリット

出し手のメリット

1 賃料を確実に受け取れます

賃料は農地バンクから約束の期日までに確実に受け取れます。

2 契約期間満了後は農地は返却されます

一度農地を貸したら返ってこないということではなく、農地バンクに貸した農地は、貸付期間終了後に返ってきます。

引き続き、だれかに耕作してもらいたい場合は、再貸付もできます。

3 農地は適切に耕作されます

貸し付けた農地は、地域計画の実現に向けて、地域計画に位置付けられた者に転貸され、適切に耕作されます。

また、受け手が離農等により不在になった場合も地域計画に基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は農地バンクが適切に管理します。

4 税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、次の税制の優遇措置を受けることができます。

- ① 地域計画ごとに所有する全ての農地を、同一年に新たに農地バンクに貸し付けた場合、10年以上の期間で貸し付けた農地の固定資産税は3年間 $1/2$ に軽減されます。
- ② 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを通じた貸借であれば納税猶予が継続します。

※ 貸借だけでなく売買でもメリットがあります

農用地利用集積等促進計画により農地を農地バンクに売り渡した場合は、譲渡所得の800万円特別控除の適用を受けることができます。

5 耕作者の相続等に対応する必要はありません

耕作者の死亡で相続があっても、所有者は農地バンクに農地を貸しているため、新たに手続きをする必要はありません。

◆ 農地バンクを活用するメリット

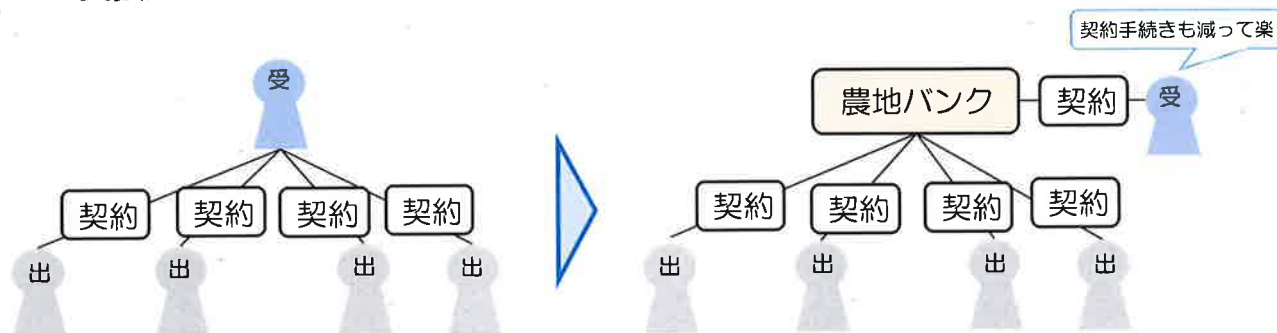
受け手のメリット

1 農地の集約化をサポートします

地域計画に基づいて、まとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることができます。

2 農地貸借に係る手続きが楽になります

農地貸借の相手方は、農地バンクだけです。賃料について、農地を複数の地権者から借りた場合は、複数の地権者にそれぞれ支払う必要がありますが、農地バンクから借りた場合には、農地バンクだけに支払えばよいので、手続きが楽になります。



地域のメリット

1 農地集約化促進事業による支援金を受け取れます

地域のまとまった農地の貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域は、支援金を受け取れます。

支援金の使途は地域で決めることができるので、農業機械の購入、鳥獣害対策などの受け手支援、賃料先払いなどの出し手支援、農道の維持管理などの地域支援など地域の実情に合わせて活用できます。

2 農地の条件整備ができます

農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

＜通常の農地整備事業＞

＜機構関連農地整備事業＞

